

指定確認検査機関に対する

## 兵庫県内消防同意事務処理標準マニュアル

平成 20 年 10 月

監修・発行 兵庫県下消防長会

## 目 次

○ 指定確認検査機関に対する兵庫県内消防同意事務処理標準マニュアル の取扱いについて	1
○ 指定確認検査機関に対する兵庫県内消防同意事務処理標準マニュアル	
・第1条　(受付と同意等の処理方法)	2
・第2条　(受付場所等)	2
・第3条　(受理方法)	3
・第4条　(同意期間の算定方法)	3
・第5条　(同意書類の返却方法)	3
・第6条　(同意の時期)	4
・第7条　(書類の訂正等)	4
・第8条　(建築通知の事務処理)	4
・第9条　(計画変更建築確認に伴う消防同意の取扱い)	4
・第10条　(消防法施行令第32条の取扱い)	4
・第11条　(他都市との境界の建築物の処理)	5
・附 則	5
・様式第1号 指定確認検査機関に係る建築確認申請収発簿	6
・様式第2号 受付印	7
・様式第3号 文書受理印	7
・様式第4号 同意印	7
・様式第5号 建築確認申請についての同意通知書	8
・様式第6号 建築確認申請についての不同意通知書	9
・様式第7号 建築確認申請についての意見書	10
・様式第8号 送付書・返送書	11
・様式第9号 指定確認検査機関に係る建築通知収受簿	12
・別紙1 各消防本部の受付場所一覧表	13
・別紙2 各消防本部の受付期間等一覧表	18

# 指定確認検査機関に対する兵庫県内消防同意事務処理標準マニュアルの取扱いについて

県内各消防本部合意  
平成20年10月1日

## 1 兵庫県内消防同意事務処理標準マニュアルの制定の背景と目的

平成10年6月の建築基準法の改正に伴い、従来地方公共団体の建築主事に委ねられていた確認行為が、民間の指定確認検査機関でも行うこととなった。

そこで、これを受けて第67回全国消防長会予防委員会（平成10年5月14日 函館市）において、各委員から、指定確認検査機関を対象として消防同意を行うこととなった場合の処理方法等について危惧する意見が多く寄せられ、消防同意事務を円滑に進める必要があることから、「消防同意等に係る指定確認検査機関との対応要領等検討委員会」を設置してその対応策を検討することとなった。この委員会において検討された結果は、「中間報告書」として平成11年8月に出され、その中で消防同意等の標準処理マニュアル（以下「全消会標準処理マニュアル」という。）が示されたところである。

そこで、兵庫県下消防長会においても、県内の消防同意事務をより円滑に進めるため、この「全消会標準処理マニュアル」や、すでに自治省消防庁（現総務省消防庁）から示されている「指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル」等を基本の枠組みとして、さらにより具体的で詳細な事務手順等を記載した「指定確認検査機関に対する兵庫県下消防同意事務処理標準マニュアル」（以下「県下標準マニュアル」という。）を作成したものである。

この度、平成19年6月20日に建築基準法等が改正され、建築確認に係る審査が厳格化されたことに伴い、軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測されるもの）以外、受理後の図書の差し替えや訂正・修正ができなくなったことを受けて、県内各消防本部の意見を調整して、マニュアルの一部を改正した。

## 2 標準マニュアルの各市町の取扱

各市町の指定確認検査機関に対する消防同意事務処理基準については、それぞれの市町の事務処理規定等によることが原則で、すでに施行している各市町の同意事務処理方法との整合性を保ち、新たに改正又は制定する必要がある。しかし、県内の指定確認検査機関に対する消防同意事務を迅速かつ、円滑に進めるため、各市町（各消防本部）の取扱については、できるだけ統一的にすることが必要である。

そこで、兵庫県下消防長会では、別紙のとおり県内標準マニュアルを定めることとし、当該マニュアルを兵庫県内の各市町（各消防本部）で制定する「指定確認検査機関に対する消防同意事務処理基準」の基本指針とするものである。

## 指定確認検査機関に対する兵庫県内消防同意事務処理標準マニュアル

### (受付と同意等の処理方法)

第1条 消防長又は消防署長は、指定確認検査機関から消防法第7条及び建築基準法（以下「建基法」という。）第93条第1項の規定により同意を要する建築物の建築確認申請書の送付を受けたときは、指定確認検査機関に係る建築確認申請書収発簿（様式第1号）に所要事項を記載するとともに、受付印（様式第2号）を押印し、計画内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、次により処理するものとする。

- (1) 建築物等の計画が関係法令の防火に関する規定に適合しているときは、次に掲げる方法により同意を与えること。
  - ア 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（以下「建基則」という。）別記第2号様式第1面の消防関係同意欄に準じた消防同意欄の記載のある文書が添付されている場合にあっては、当該同意欄に同意印（様式第4号）を押印する。
  - イ ア以外にあっては、建築確認等についての同意通知書（様式第5号）を指定確認検査機関に送付する。
- (2) 建築物等の計画が関係法令の防火に関する規定に適合していないときは、建築確認等についての不同意通知書（様式第6号）を添付し、指定確認検査機関に送付するものとする。
- (3) 建築物等の計画の内容が不明確な場合又は現地調査の結果、当該計画の内容が現地の状況と著しく相違している場合は、建築確認等についての意見書（様式第7号）を添付し、指定確認検査機関に送付するものとする。

### (受付場所等)

第2条 建築確認申請書の受付場所等については次のとおりとする。

- (1) 受付場所は建設地を管轄する消防本部又は消防署の消防同意事務担当課（係）の受付窓口とし、別紙1の各消防本部の受付場所一覧表のとおりとする。
- (2) 受付方法は受付窓口での直接收受とする。  
ただし、郵送及び宅配便等（以下「郵送等」という。）で図書等の紛失等のおそれがない方法でも可とする。
- (3) 受付時間は建設地を管轄する消防本部又は消防署で定める正規の勤務時間内とし、別紙2の各消防本部の受付時間一覧表によるものとする。
- (4) 消防同意の際に受け付ける図書等は次のとおりとする。
  - ア 送付された書類の内訳等を確認することができる送付・返送書（様式第8号）
  - イ 建築確認申請図書で次のとおりとする。
    - (ア) 建基則別記第2号様式の第一面（確認申請書）の様式
    - (イ) 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第

- 13号) 第23条第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合に用いる図書一式又はこれらの図書に明示すべき事項が記載された図書
- ウ 指定確認検査機関が郵送等による返送を希望する場合には、返却先等の必要事項を記載した郵便局及び宅配業者等（以下「郵便局等」という。）の着払い扱い伝票

（受理方法）

第3条 建築確認申請書の受理方法は次のとおりとする。

- (1) 受付時に前条第4号の図書が整っている場合には、確認申請書の正本及び副本の第一面下部の余白に文書受理印（様式第3号）を押印し、日付及び文書収受番号を記入するものとする。
- (2) 受付時に前条第4号の図書等に不備があり審査できない場合は、指定確認検査機関に対して電話等の連絡によりその旨を通知し、補正されるまでの間は受理を保留するものとする。

（同意期間の算定方法）

第4条 消防同意の期間の算定は次のとおりとする。

- (1) 法第7条第2項に規定する3日又は7日の期間内とする。
- (2) 起算日については、図書等を受理した日の翌日とする。
- (3) 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閑庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とする。ただし、同意の審査期間中に図書の内容に不備があり、法令の防火に関する規定に適合しているかどうか明らかでない場合は、通知した当日から図書の内容の不備が補正されるまでの間は同意期間から除くものとする。この場合は、その旨を指定確認検査機関に係る建築確認申請取扱簿の備考欄に記録するものとする。

（同意書類の返却方法）

第5条 建築確認申請書の返却は次のとおりとする。

- (1) 返却場所は第2条第1号に定める受付窓口とする。
- (2) 返却方法は窓口での直接返却とし、返却時間は第2条第3号に定める時間とする。ただし、指定確認検査機関が返却にあたり郵送等を希望する場合は、着払いとし、申請図書の返送手続き（返却窓口への当該図書の受け取りの指示等）は、当該機関が行うものとする。  
なお、当該費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。
- (3) 返却図書等は第2条4号ア及びイに定める図書及び建築確認申請等についての同意通知書又は建築確認申請等についての不同意通知書を交付する場合については、その文書とする。  
なお、第2条4号アに定める送付・返送書については、返送書の部分を送付するも

のとする。

(同意の時期)

第6条 消防同意の時期は、指定確認検査機関の意匠、構造、設備等に係る確認審査の終了後とする。

(書類の訂正等)

第7条 消防同意を行うため確認申請の図書等の軽微な不備を訂正する必要がある場合は、指定確認検査機関へ指示するものとする。

(建築通知の事務処理)

第8条 消防長又は消防署長は指定確認検査機関から建基法第93条第3項の規定による通知を要する建築物及び建築設備の建築確認申請書の送付（以下「建築通知」という。）を受けたときは、建築通知受取簿（様式第9号）に所要事項を記載し、次により受付及び受理をおこなうものとする。

(1) 受付については、第2条第1号から第3号に準じるとともに、受付図書は次に定めるところによる。

ア 建築通知される住宅及び建築設備の所在、建築主名等が記載された一覧表

イ 住宅については、建基則別記第3号様式による建築計画概要等

建築設備については、建基則別記第4号様式（確認申請書（建築設備））の第2面による書類等

(2) 受理については、第3条第1号及び第2号に準じるものとする。この場合受付図書については、前号に定めるところによる。

(計画変更建築確認に伴う消防同意の取扱い)

第9条 消防長又は消防署長は、計画変更確認申請書の送付を受けたときは、第1条から第7条に定めるところに準じて処理するものとする。

(消防法施行令第32条の取扱い)

第10条 消防用設備等の特例適用に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 建築確認申請前に特例適用が認められているもの

建築確認申請図書に消防用設備等の特例基準適用願の承認を受けた文書の写しを添付させる。ただし、建築確認申請時に別の特例基準の適否が明らかに確認できる文書が添付されている場合はこの限りでない。

(2) 建築確認申請前に特例適用が認められていないもの

消防同意の審査により消防用設備等の特例適用を認めることができるもので、後日

特例基準適用の承認を受けるものにあっては、別に特例基準適用願を申請する旨を明示した文書等を提出させる。ただし、建築確認申請時に別の特例基準の適否が明らかに確認できる文書が添付されている場合はこの限りでない。

(他都市との境界の建築物の処理)

第11条 他市町との境界線上の建築物については、指定確認検査機関と各消防本部同意事務担当課は、事前に協議するものとする。

附 則

この基準は平成11年11月5日から施行する。

附 則

この基準は平成20年10月1日から施行する。

様式第1号

## 指定確認検査機関に係る建築確認申請収発簿

- ※ 1 受理方法の欄には、郵送又は持ち回り等の種別を記入する。
  - ※ 2 同意・不同意年月日の欄の頭には、同意の場合は「同」又は不同意の場合は「不」の頭文字を記入する。
  - ※ 3 送付・返送年月日の欄の頭には、消防局に送付の場合は「送」又は指定確認検査機関に返送する場合は「返」の頭文字を記入する。

様式第2号

←———— 40mm —————→	
受付 第 号	
平成 年 月 日	
<input type="radio"/> 市 消防本部又は	
<input type="radio"/> ○ 市 ○ 消防署	

30mm  
↑  
↓

様式第3号

←———— 40mm —————→	
受理 第 号	
平成 年 月 日	
<input type="radio"/> 市 消防長又は	
<input type="radio"/> ○ 市 ○ 消防署長	

30mm  
↑  
↓

様式第4号

←———— 40mm —————→	
本件に同意する	
第 号	
平成 年 月 日	
<input type="radio"/> 市 消防長又は	
<input type="radio"/> ○ 市 ○ 消防署長	

20mm  
↑  
↓

様式第5号

第 号  
年 月 日

※1 \_\_\_\_\_ 様

※2 \_\_\_\_\_ 印

同意通知書

※3 年 月 日付けで送付のあった下記の建築確認申請等について、  
防火に関する法令に適合していますので同意したこと通知します。

1 建築場所 市 \_\_\_\_\_

2 申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

- ※ 1 指定確認検査機関名を記入する。
- ※ 2 消防長又は消防署長名を記入し、公印（割り印を含む。）を押印する。
- ※ 3 確認申請書等が消防機関に送付された年月日を記入する。

様式第6号

第 号  
年 月 日

※1 様

※2 印

### 不 同 意 通 知 書

※3 年 月 日付けで送付のあった下記の建築確認申請については、  
防火に関する法令に適合していませんので同意しないことを通知します。

1 建築場所 市 \_\_\_\_\_

2 申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

3 不適合事由 ※4 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 1 指定確認検査機関名を記入する。

※ 2 消防長又は消防署長名を記入し、公印（割り印を含む。）を押印する。

※ 3 確認申請書等が消防機関に送付された年月日を記入する。

※ 4 不適合事由（根拠条文を含む。）を記入する。

様式第7号

第 号  
年 月 日

※1 様

※2 印

### 建築確認申請についての意見書

※3 年 月 日 付けで送付のあった下記の建築確認申請については、  
下記の事由により申請書類を返送しますので、再審査をお願いします。

1 建築場所 市 \_\_\_\_\_

2 申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

3 返送の事由 ※4

- (1) \_\_\_\_\_ について上記申請書に計画がなされていないため審査できません。  
(2) 上記申請書の計画と現場の状況が著しく相違している。  
(3) その他
- 

※ 1 指定確認検査機関名を記入する。

※ 2 消防長又は消防署長名を記入し、公印（割り印を含む。）を押印する。

※ 3 確認申請書等が消防機関に送付された年月日を記入する。

※ 4 該当している部分に○を記し、必要事項を記入する。

## 送付書

平成 年 月 日

○○市消防長又は消防署長名 宛

指定確認検査機関名

- 1 申請番号
- 2 建築場所
- 3 申請者名
- 4 申請図書（建築基準法施行規則第1条に基づく関係図書）
  - (1) 第2号様式
  - (2) 第3号様式
- 5 意匠図
- 6 建築設備図
- 7 構造図
- 8 その他

担当 連絡先  
氏名

----- きりとり -----

## 返送書

平成 年 月 日

指定確認検査機関名

様

○○市消防長又は消防署長名

- 1 申請番号
- 2 建築場所
- 3 申請者名
- 4 申請図書（建築基準法施行規則第1条に基づく関係図書）
  - (1) 第2号様式
  - (2) 第3号様式
- 5 意匠図
- 6 建築設備図
- 7 構造図
- 8 その他

担当 連絡先  
氏名

---

送付する図書等の4～8の番号に○を付ける。

樣式第 9 号

建築通知收受簿

※ 受理方法の欄には、郵送又は持ち回り等の種別を記入する。

## 各消防本部の受付場所一覧表

消防本部名	所在地・電話	受付の区分	管轄区域
神戸市消防局 予防部建築課	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6丁目5-1（市役所4号館） 危機管理センター3階 (078)325-8509	建築確認 建築通知	神戸市全域
姫路市消防局 予防課設備担当	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3 (079)223-9534	建築確認 建築通知	姫路市、神崎郡市川町、神崎郡福崎町及び神崎郡神河町の全 域
尼崎市消防局 予防課予防担当	〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-75 (06)6481-3964	建築確認 建築通知	尼崎市全域
明石市消防本部 予防課 査察指導係	〒673-0044 明石市藤江924-8 (078)921-0119	建築確認 建築通知	明石市全域
西宮市消防局 予防課指導係	〒662-0911 西宮市池田町13-3 (0798)26-0119	建築確認 建築通知	西宮市全域
淡路広域消防事務組合消防本部 予防課予防係	〒656-0021 洲本市塩屋1丁目2-32 (0799)24-2416	建築確認 建築通知	淡路島内全域
芦屋市消防本部 予防課	〒659-0064 芦屋市精道町8-26 (0797)32-2345	建築確認 建築通知	芦屋市全域
伊丹市消防局 予防課	〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1-1 (072)783-0799	建築確認 建築通知	伊丹市全域

消防本部名	所在地・電話	受付の区分	管轄区域
西はりま 消防本部	相生消防署 予防課指導係 〒678-8585 相生市旭1丁目1-3 (0791)23-7119	建築確認 建築通知	相生市全域
	たつの消防署 予防課設備係 〒679-4167 たつの市龍野町富永 1005-1 (0791)64-3175	建築確認 建築通知	たつの市全域（新宮町光都1～3丁目を除く）
	宍粟消防署 予防課指導係 〒671-2542 宍粟市山崎町船元34-1 (0790)62-0119	建築確認 建築通知	宍粟市全域
	太子消防署 予防課設備係 〒671-1553 揖保郡太子町老原554-1 (079)276-1191	建築確認 建築通知	揖保郡太子町全域
	佐用消防署 予防課指導予防係 〒679-5307 佐用郡佐用町円応寺 233-1 (0790)82-3874	建築確認 建築通知	佐用町全域（佐用町光都1丁目を除く）
豊岡市消防本部 予防課	〒668-0055 豊岡市昭和町4-33 (0796)24-1119	建築確認 建築通知	豊岡市全域
加古川市 消防本部 予防課予防係	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 (079)427-6532	建築確認 建築通知	加古川市全域 加古郡（播磨町、稻美町）全域

消防本部名	所在地・電話	受付の区分	管轄区域
赤穂市消防本部	赤穂消防署 予防課予防係 〒678-0239 赤穂市加里屋 1120-120 (0791)43-6882	建築確認	赤穂市全域（有年地区を除く）
	警防課警防係 (0791)43-6883	建築通知	
	上郡消防署 庶務予防係 〒678-1225 赤穂郡上郡町与井 29-3 (0791)52-5119	建築確認 建築通知	赤穂市有年地区 赤穂郡上郡町（光都 1～3 丁目を除く。）
	上郡消防署 新都市分署 庶務予防係 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2 丁目 21-1 (0791)58-0119	建築確認 建築通知	赤穂郡上郡町光都 1～3 丁目 たつの市新宮町光都 1～3 丁目 佐用郡佐用町光都 1 丁目
北はりま 消防本部	西脇消防署 予防係 〒677-0054 西脇市野村町 1796-502 (0795)22-0119	建築確認 建築通知	西脇市全域
	加西消防署 予防係 〒675-2321 加西市北条町東高室 993-1 (0790)42-0119	建築確認 建築通知	加西市全域
	加東消防署 予防係 〒673-1464 加東市上中 3 丁目 25 (0795)42-0119	建築確認 建築通知	加東市全域
	多可消防署 予防係 〒679-1114 多可郡多可町中区岸上 281-177 (0795)32-0119	建築確認 建築通知	多可町全域
宝塚市消防本部 予防課消防用設備担当	〒665-0033 宝塚市伊子志 3 丁目 14-61 (0797)73-1953	建築確認 建築通知	宝塚市全域

消防本部名	所在地・電話	受付の区分	管轄区域
三木市消防本部 予防課予防係	〒673-0433 三木市福井 1933-15 (0794)89-0171	建築確認 建築通知	三木市全域
高砂市消防本部 予防課指導係	〒676-0078 高砂市伊保 4 丁目 553-1 (079)448-4019	建築確認 建築通知	高砂市全域
川西市消防本部	予防課 〒666-0017 川西市火打 1 丁目 12-11 (072)757-9946	建築確認 建築通知 特定防火対象物で 延べ面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上 非特定防火対象物 で延べ面積が 4000 m <sup>2</sup> 以上	川西市全域
	北消防署 予防係 〒666-0105 川西市見野 2 丁目 21-12 (072)794-0119	建築確認 建築通知 特定防火対象物で 延べ面積が 2000 m <sup>2</sup> 未満 非特定防火対象物 で延べ面積が 4000 m <sup>2</sup> 未満	中央町、小花、小戸、美園町、 絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町、鳶の森町、萩原、火打、 松が丘町、霞ヶ丘、日高町、栄 町、花屋敷山手町、花屋敷、寺 畠、栄根、南花屋敷、加茂、下 加茂、久代、東久代、鳶が丘、 萩原台東、萩原台西、矢間、矢 間東町、西多田、錦松台、多田 院西 1 ~ 2 丁目（芋生川以北を 除く）、満願寺町、多田院（猪 名川及び芋生川以北を除く）、 芋生（芋生川以北を除く）、若 宮（芋生川以北を除く）、満願 寺、鳶台、湯山台、南野坂の地 域
			川西市消防本部予防課管轄区 域以外の区域
小野市消防本部 予防課	〒675-1378 小野市王子町 809 (0794)63-4634	建築確認 建築通知	小野市全域

消防本部名	所在地・電話	受付の区分	管轄区域
三田市消防本部 予防課予防係	〒669-1543 三田市下深田 396 (079)564-7308	建築確認 建築通知	三田市全域
篠山市消防本部 予防課予防係	〒669-2451 篠山市北 40-2 (079)594-1118	建築確認 建築通知	篠山市全域
南但消防本部	朝来消防署 庶務予防係 〒669-5261 朝来市和田山町枚田 436-1 (079)672-0119	建築確認 建築通知	朝来市全域
	養父消防署 庶務予防係 〒667-0043 養父市八鹿町高柳 173 (079)662-0119	建築確認 建築通知	養父市全域
丹波市消防本部 予防課予防係	〒669-3311 丹波市柏原母坪 371-1 (0795)72-2255	建築確認 建築通知	丹波市全域
美方広域 消防本部 予防課予防係	〒669-6803 美方郡新温泉町今岡 257-1 (0796)92-0119	建築確認 建築通知	美方郡全域
猪名川町 消防本部 予防担当	〒666-0233 川辺郡猪名川町紫合字古 津側山 4-10 (072)766-0119	建築確認 建築通知	川辺郡猪名川町全域

## 別紙2

## 各消防本部の受付時間一覧表

消防本部名	受付時間（平日）	備 考
神 戸 市 消 防 局	8：45～17：30 (12：00～13：00を除く)	
姫 路 市 消 防 局	8：35～17：20 (12：00～13：00を除く)	
尼 崎 市 消 防 局	9：00～17：30 (12：00～13：00を除く)	
明 石 市 消 防 本 部	8：55～17：40 (12：00～13：00を除く)	
西 宮 市 消 防 局	9：00～17：30 (12：00～13：00を除く)	
淡路広域消防事務組合 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～13：00を除く)	
芦 屋 市 消 防 本 部	9：00～17：30 (12：00～12：45を除く)	
伊 丹 市 消 防 局	9：00～17：30 (12：00～12：45を除く)	
西 は り ま 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～13：00を除く)	
豊 岡 市 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～13：00を除く)	
加 古 川 市 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～13：00を除く)	
赤 穂 市 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～13：00を除く)	
北 は り ま 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～13：00を除く)	
宝 塚 市 消 防 本 部	9：00～17：30 (12：00～12：45を除く)	
三 木 市 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：00～12：45を除く)	
高 砂 市 消 防 本 部	8：30～17：15 (12：15～13：00を除く)	

川西市消防本部	9:00～17:15 (12:00～12:45を除く)	
小野市消防本部	8:45～17:15 (12:15～13:00を除く)	
三田市消防本部	9:00～17:30 (12:00～12:45を除く)	
篠山市消防本部	8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	
南但消防本部	8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	
丹波市消防本部	8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	
美方広域消防本部	8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	
猪名川町消防本部	8:45～17:30 (12:00～13:00を除く)	